



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025年5月号

No.290

No.290 (2025年5月号) <4月25日発行>

今月号の注目情報

「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度構築
に向けた中間取りまとめ」を公表 (NISC 及び経済産業省)



巻頭言

『「公認システム監査人 (CSA)」更なる発展のために』

会員番号 : 1750 館岡均 (副会長 認定委員長)

昨今、サイバーセキュリティ被害が甚大化していることから、セキュリティ対策の重要性がさまざまな場面で取り上げられています。それらの対策を盤石にするためには基盤となるシステム自体の強化が不可欠であり、そのためにシステム監査は極めて重要です。このようなシステムおよびセキュリティ両面の監査に対応できる「公認システム監査人(CSA : Certified Systems Auditor)」は非常に価値の高い人材と言えます。また、「公認システム監査人」は「情報セキュリティサービス基準」や「ISMAP」において、監査に従事できる資格として認められており、今後の活躍が期待されています。「公認システム監査人」の活躍の場は多岐に渡っており、会報 281 号 (2024 年 8 月号) などで紹介しておりますので、本号では割愛いたします。ちなみに、最近の「公認システム監査人」応募者の主な業務には、組織内での定期的なシステム監査に加えて、内部統制/IT 統制/IT アセスメント、情報セキュリティ監査、プロジェクト監査、個人情報保護監査などがあり、増加傾向が見られます。

また、当協会のホームページ掲載の「CSA レポート・体験記」には、資格取得の経緯やその過程で得られる業務に関する多様な視点、実務に直結する知識の習得、業務改善や品質向上への寄与、さらには人的ネットワークの広がりや学びなど、が記述されており、資格を目指す方と資格者に共感を呼ぶ内容となっています。

「公認システム監査人」の制度は発足当初から「特別認定制度」として「システム監査技術者」以外のプロフェッショナルにもキャリアパスを開いており、このような制度設計の考え方は他の資格制度にも波及しており、当時の制度設計に携わった先人たちに深く敬意を表したいと思います。これまで IT 業界の変化に対応して「特別認定制度」を改定してきましたが、昨今の急激な変化に的確に対応するためにさらなる制度改定を行い、資格の価値を高めることが求められています。今後とも、各分野の専門家と連携しながらシステム監査を進め、「公認システム監査人」の活躍の場が一層広がるよう、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 「公認システム監査人 (CSA)」 更なる発展のために 】	
1. めだか	3
【 続・時代が求めるシステム監査 (無思想の発見) 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 教訓を踏まえて組織風土改革を継承する取り組みに学ぶ	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門 (5)	
【 エッセイ 】 八瀬童子	
3. 本部報告	15
【 第 295 回月例研究会：講演録 】	
テーマ：「デジタルガバナンス・コード 3.0 による DX 推進の加速」	
4. 支部報告	17
【 中部支部 「IT ガバナンス監査研修の実現に向けて」	
—2025 年 1 月～2 月に実施したトライアル 2 について— 】	
【 近畿支部 第 211 回定例研究会 】	
テーマ：「製造業における BOM の原点と、今後の期待」	
5. 注目情報	21
【 内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) 及び経済産業省 】	
「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度構築に向けた中間取りまとめ」	
を公表	
6. セミナー開催案内	22
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
7. 協会からのお知らせ	23
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
8. 会報編集部からのお知らせ	25

めだか 【 続・時代が求めるシステム監査（無思想の発見） 】

「続・時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、世界的な政治の混乱、戦争、地震・津波、台風、人口などにより、求められものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



日本は古来より新しい思想が入ってきたときそれを造り変える力がはたらくと言われる。海にかこまれ外部から国を亡ぼすような侵略がなく平和であったからとも言える。例外はアメリカの占領である。もともとの神ながらの道に、儒教、仏教、キリスト教などが伝来している。神ながらの道は自然への感謝であるが、言葉で表現されたものではない。資料には、“無思想とは、ゼロのようなものではないのか。ゼロとは、「なにもない」状態をあらわしつつ、同時に数字の起点でもある。”という。

そこで、日本の風土と伝統が生んだ「無思想という思想」を考える。無思想という思想のほうが、有思想（儒教、仏教、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教など）の世界と比べると少数派である。そこで、“日本に思想はないということを考えていくと、さまざまな日本的特質の説明ができる。日本人が「形（かたち）を重んじる」のは思想がないからである。形に思想はいらない。しかし形は動かしがたい。同時に形は眼に見えるから、それは現実だと思われやすい。”という。つまり、日本人は言葉で思想を表現しない代わりに形（かたち）を論じるのである。

さて、食料と飢餓の問題を考える。“飢餓によって「性格も一変」するのが人間である。意識は「同じ私」というのだが、極限状態に置けば、それはウソだとすぐにわかる。”すなわち、“衣食足りて礼節を知る。だからこそ社会は平和で安定していて、食料は確保されていなければ「ならない」のである。「人間が楽をするために」食料と平和があるのではない。しかもそれは「いつでも当然」の状態ではない。”そして、“平和な日本の世間の人々が、どこまでこれを理解しているであろうか。”ということだと思ふ。

しかし、アンパンマンはアンパンによって社会は平和で安定し食料は確保されると知っているのである。無思想という思想とは「思想は言葉にされ、形に顕されないかぎり、思想にならない。」ということである。時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「無思想の発見」養老孟司 著 ちくま新書 569

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。）

<目次>

【投稿】 教訓を踏まえて組織風土改革を継承する取り組みに学ぶ

会員番号 0436 大石正人

行政処分を含むコンプライアンス違反を繰り返す組織には、教訓を生かす仕組みが備わっていない気がしません。

日本郵政グループは、2025年3月、郵便局において、ゆうちょ銀行の顧客情報を同意のないままに、かんぽ生命保険での勧誘目的でリスト化して流用した事例が998万件に及ぶことを公表しました。かんぽ生命保険における認可前商品の販売、配達員の酩酊状態での配達（2024年5月発覚の跡も再発防止に向けた全国展開が遅れる）など、相次いで不祥事が発覚し、役員陣の報酬減額の公表（2025年3月18日）に続き、ついに日本郵政トップが退任することになりました（2025年3月28日）。日本郵政・日本郵便の2社の後任トップはいずれも旧郵政省出身者になりそうです。

3月18日の公表文（注）で、不適切な情報取り扱いの発生原因につき、以下の4点を掲げていますが、いずれもガバナンスなり内部統制システムが機能していないことを如実に表しており、再発防止策も決め手を欠き、民営化され上場もしている事業会社でありながら、自己規律の脆弱性を欠いたままではないか、という疑念を拭えない状態が続いています。

（注）「日本郵政グループにおける 非公開金融情報の適切な取り扱いの確保に向けた取組等について」より「3本事業の発生原因

- (1) お客さま本位の活動を十分浸透させないまま営業推進を優先したこと
- (2) 数字での競争意識が強い組織風土であったこと
- (3) リスク認識力が不十分であったこと
- (4) グループとしてのガバナンスが不十分であったこと」

日本郵政グループは社員数だけでも36万人を超える巨大企業グループです。民営化後も、ユニバーサルサービスとして、全国あまねく郵便局のネットワークを通じたサービスの提供を求められています。しかし担い手である職員は多くの営業拠点において、郵便・銀行・保険の3分野を担うことが多く、情報の隔壁（ファイアウォール）を遵守するためにも、高いコンプライアンス意識の醸成とガバナンスの強化を常に求められています。不正事案の未然防止のための組織を挙げた体質改善、意識改革が容易でないことを想像させます。

また金融庁は2025年3月24日、損害保険大手4社に対し、保険業法に基づく業務改善命令を発出しました。保険代理店（複数の保険会社と契約を結んで保険商品を扱っている乗合代理店を含む）への出向者が出向先の保険代理店の手承を得ずに、当該保険代理店の顧客情報や他者の顧客情報を当社へ送付するなどの事案が相次いで発覚しました。「送付していた情報が当該保険代理店において不正競争防止法に定める営業秘密に該

当するのであれば、出向者と出向者から情報を受け取った保険会社社員の行為が不正競争防止法に関する不適切行為等に該当」しかねない、との判断もあったようです。

損害保険大手4社に対しては2023年12月26日にも、「幹事社・シェア等の契約条件について現状維持をしたいと考え、保険料等を調整」するなど、独占禁止法の趣旨に照らして不適切な行為があったとして、業務改善命令が出されています。この事案についても金融庁は「独占禁止法を遵守するための態勢整備が不十分であり、不適切行為等の発生を看過してしまう業務運営態勢である」ことなどをガバナンス上の問題点として指摘したうえで、より根本的には、損害保険会社の数が限られているなかで、法令への抵触リスクが発現しやすいなかで、こうした環境を踏まえた経営陣において十分に検討されなかったことなどを指摘しています。

いずれの事案においても「保険商品及びサービスによる健全な競争環境の実現を目指さず、コンプライアンス及び顧客保護を軽視する企業文化が存在していた」ことを背景として指摘しているのです。大手4社のいずれもが同時に、しかも2度にわたり相次いで業務改善命令を受けている点で、ガバナンスやコンプライアンス体制につき、根本的な見直しを迫っている事案といえるでしょう。

すでに各社において、「保険本来の価値」以外の領域での競争が優先されてきた、などの反省に基づき、営業目標、保険代理店への出向や手数料体系の見直し、「顧客起点」での取り組みなど、体制の見直しや改善策を講じています。ただそうした取り組みは緒に就いたばかりであり、成果を確認するにはまだ時間がかかりそうです。

なおこうした事案が相次ぐ中で、内部監査についても、損保会社に対する業務改善命令のなかで、「情報管理にかかるリスクについて意識・理解の浸透が図られていなかったため、営業部門（「第1線」）、コンプライアンス部門・リスク管理部門（「第2線」）及び内部監査部門（「第3線」）の各層において情報管理のための態勢整備が不十分であった」とも指摘され、「第3線でも、情報共有のあり方を含む問題認識が不足し、情報の取扱いにかかるリスクについて十分な検討を行い対応する態勢となっていなかった」と指摘されています。教訓を含んだ事例については、内部統制の視点から何が提言できるか、常に問題意識を持って臨むことも併せて考慮していきたいと考えます。

こうした一方で、過去に発生した品質不正問題を踏まえて、組織風土改革などに粘り強く取り組んでいるのが三菱電機（以下、M社）です。M社は2021年6月に発覚した鉄道車両向け空調装置の品質不適切事案（その後の調査で、品質不正事案は最終的に累計197件に上ることが判明しています。）と、これを踏まえた調査委員会の調査結果やガバナンスレビュー委員会の提言を踏まえ、2021年10月に品質風土改革、組織風土改革、ガバナンス改革の3つの改革に取り組むことを公表しました。そして取締役会のもとにモニタリング委員会を設置し、半年ごとに改革の進捗状況を公表しています。

M社の3つの改革のうち、今回注目したいのは「組織風土改革」です。これは「双方向で風通しの良いコミュニケーションの確立」、これによる「自らが組織として解決を図ることのできる風土の醸成」を目指すものですが、トップダウンでの改革推進に加え、M社では社内公募で選ばれた若手・中堅従業員の有志メンバーからな

る全社変革プロジェクト「チーム創生」の提言を踏まえた「骨太の方針」を2022年4月に策定し、経営陣に提言しています。提言・報告書は1千頁を超えるものだったようで、経営陣はこれを改革に盛り込んでいます。

こうした改革への取組について、例えば2023年10月時点の推進状況をみると、形骸化した過度の業務を削減し、本質的な業務に注力すべく、業務改革（DX）や各拠点での浸透策を実施、事業所や部署を越えた人事ローテーション、自発的な学びの機会を増やす、などの事例が報告されています。

また2024年4月時点では、延べ100か所におよぶ各拠点での社長を交えたタウンホールミーティングの開催、成長につながる適正評価や自律的キャリア開発支援を盛り込んだ20年ぶりの抜本的な人事処遇制度の導入、管理職の行動変容を促すコーチング研修や副課長などの設置による管理スパンの適正化、権限委譲による人や組織の自走化加速などが盛り込まれました。

2024年10月には、品質改革の取組として「全社品質の日」として風化防止のための動画掲載や各職場での品質ミーティングの開会のほか、組織風土改革の面でも、職場（特に上司・部下間）のコミュニケーション機会と相互理解促進などを狙いとして1on1（1対1）ミーティングの推進、そのための研修（3,700名が受講）にも取り組んだようです。

そして報道によれば（注）2025年3月21日には、組織風土改革の実施状況の報告会「ME's Culture Day」を開催し（オンラインを含めて1万人が参加）、その模様が報道陣にも公開されたとのこと。ちなみに三菱電機の正社員は36千人の規模（連結ベースでは149千人）ですから、全社挙げての報告会だったといえましょう。

（注）<https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2503/25/news109.html>（ほか）

さらに2025年4月1日付の組織改編では「従業員視点での当社グループの組織風土改革の取り組みをさらに定着させ、各組織の自走化を支援するため」、コーポレートスタッフ部門の一つであるサステナビリティ・イノベーション本部内に、DE&I（多様性・公平性・包括性）など他の機能も取り込む形で、「カルチャー変革室」を設置することとしています。3つの改革を打ち出して、2025年10月で5年目となり、2025年度は目標年度の一つだったはずですので、前述の全社変革プロジェクト「チーム創生」の趣旨も引き継ぐ形で常設部署を設置するのは、ある意味でこれまでの一連の取組を「仕組み」として恒常化しようという意図もあるのではないかと感じています。

運輸交通やシステム障害などの教訓を形骸化させないための取組については、これまでも日本航空（1985年8月12日に発生した、JAL123便の御巣鷹尾根墜落事故を教訓とした安全啓発センターの設置、公開）、JR西日本（福知山線列車事故後の安全性向上に関する取り組みとして、毎年度「グループ鉄道考動計画」を策定し、成果を公表）、みずほ銀行（システム障害の凶解入りパネル、顧客対応に追われた社員のインタビュー映像などの展示室を設置）など、ある意味ではビジュアルな素材として残す事例はいくつかみられてきました。

しかし「組織風土改革」のように、組織内のコミュニケーションやカルチャー、意識改革、その時々社員や組織、経営陣を含めた平素の取組、となると、ある意味では空気のようなもので、記憶を想起させるような特別な部屋を設けて教訓を残し、後世に伝えることはできませんし、風土改革の成果を表現することは困難です。

M 社の場合も、既述した 3 月 21 日の報告会 ME's Culture Daydream では、パネルによる各事業部門での取組紹介や、社員から募集した「あなたの変革エピソード」や「風土改革川柳総選挙」といった展示が行われたようですが、イベントを開催することは節目であっても、社員の改革の成果を繰り返し実感することが難しいでしょう。

このため、例えば M 社では、サステナビリティレポートのなかで、職場風土改善に向けた評価指標として、従業員の（やりがい、働き甲斐）エンゲージメントスコア、ワークライフバランスが取れていると回答した社員比率、といった従業員サーベイの結果も援用しているようですが、これも改革の成果を表す一つにすぎないでしょう。このあたりが、事故やシステム障害事案と性質が異なる、「品質不正事案」を起点とした改革の風化を防ぐことの難しさだと思えます。

ここで M 社の取組を踏まえると、抜本的な組織風土改革の実施とその精神を継承するためには、

- 1) 経営陣も含めた全社的なコミュニケーションのあり方を根本的に見直すこと、
 - 2) 従業員（特に中堅・若手）からも改革に向けた提言を募り、施策に盛り込むことで、改革を自分事にする事、
 - 3) 改革の進捗を定期的にモニタリングし、成果を確認すること、
 - 4) 改革を仕組みにするための恒久的な組織の設置も検討すること、
- などの教訓があるように感じました。

冒頭に紹介した日本郵政グループや大手損保会社の場合も、監督官庁の業務改善命令への対応も含めて、組織風土を抜本的に改革するには、5 年 10 年単位の粘り強い取組が求められるはずですが。その意味で M 社のように、持続的で組織的に教訓を生かす強固な意志をどう醸成し、改革の実績に繋げ、将来の風化を防ぐ取組に繋げられるか、今後の取組を注視していきたいと思えます。



<目次>

【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（5）

会員番号 1644 田淵隆明（近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト）

§1.株主総会における有価証券報告書の事前開示【システム監査の専門家の出番】

3月28日の一部報道にあるように、金融庁は国内の全上場企業約4000社に対して、「有価証券報告書」を株主総会の開催日より前に提出・開示するよう要請した。これは大変良いことである。株主が責任をもって議決権を行使するためには、財務内容のみの「決算短信」だけではなく、「有価証券報告書」を熟読できるようになることは大変有意義であり、評価に値する(→文献[1])。ただし、これは**事実上の決算の早期化を意味する**ため、決算システムの運用改善等が求められる可能性が高いので我々も留意が必要である。

なお、第2種中間財務諸表から「株主資本等変動計算書」の開示義務を除外したことは大愚策であり、直ちに戻すべきである。

また、地方自治体においては、通常、年4回の定例会が行われており、2-3月の第1定例会で新年度の予算審議が、9-10月の第3定例会で前年度会計の決算審査が行われる。新公会計制度により、複式簿記・連結決算なども義務化されたが、(外郭団体・一部事務組合も含めた)連結決算書を年末の第4定例会に間に合うように作成・開示する自治体も増えて来ている。大変、喜ばしいことであるが、国会と異なり、事前の質問通告が必要な自治体も多いことから、質問通告期限の1週間前までには開示することが必要である。

§2.新リース会計基準についての続報

前回、**所有権移転外リース物件に対する、いわゆる「1年以下ルール」と「300万円以下ルール」は温存**されてしまい、償却資産税の捕捉率の改善の観点からも大きな課題を残ったことを取り上げた。

(例)千葉県松戸市に存在するA社が、愛知県名古屋市にあるリース会社B社から汎用コピー機を、所有権移転外リース(リース期間5年)で借りて本社ビルで使用する場合。

⇒A社が「300万円以下ルール」を用いて、当該コピー機を資産計上せず、賃貸借処理として経理処理をする場合、当然、**A社の固定資産台帳には記載されない**。この場合、**納税義務者はリース会社であるB社であり、徴税権者はユーザであるA社が所在する千葉県と松戸市**である。この場合、**A社の固定資産台帳に記載されていないリース資産について、千葉県税務所と松戸市税務所が、他府県まで出向いて税務調査することは事実上非常に困難**である。従って、「300万円以下ルール」は廃止して、自社保有の固定資産と同様に、20万円超のリース物件については全て資産計上を義務付けるべきである。

後述するように現在は「減税のトレンド」にあり、地方自治体としても、固定資産税の重要な要素である償却資産税の確保は死活問題であり、決して放置はできないと考えられる。

★前回、これについては、次の(1)~(3)の併用により解決可能と考えられると述べた。

- (1) ユーザ側について：(所有権移転の有無を問わず)**全てのリース物件及びレンタル物件の費用の損金算入の要件**として、固定資産台帳の添付を義務化する。これは都道府県・市町村と情報共有する。
- (2) 償却資産税申告書類について：固定資産台帳の添付を全国で義務化する(横浜市などで実績あり)。
- (3) 償却資産税の課税主体が、(1)と(2)の固定資産台帳を照合する。

これについて、横浜市が画期的な取組みをしているのでご紹介する(→文献[2])。まず、手引書の冒頭部から

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、**所有権移転外ファイナンス・リース**について、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、**原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うもの**とされましたが、固定資産税(償却資産)においては、**従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります**。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

- (1) 必ず提出していただくもの
資産の所在する区ごとに作成した ①「償却資産申告書」 ②「**種類別明細書**」

→ **◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」を必ず提出してください。**

★横浜市では、「種類別明細書」として、固定資産台帳の提出を事実上義務付けている。

(1)電子申告の場合

4 企業の電算処理により申告をされる場合（横浜市では全資産申告となります）

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在横浜市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例（8～11ページ）を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"> 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、本市の申告書（又はお知らせのはがき）を添付するか又は所有者コードを必ず転記してください。 資産件数欄がない場合は、資産件数を備考欄に記入してください（資産種類別に種類別明細書の一行を一件として集計）。 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"> 次の項目は必ず記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4） 評価額は18、19ページを参照のうえ算出してください。 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

令和7年1月31日（金）です。

(2)手書きの場合

1 作成の単位

資産の所在する区ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

- 同一区内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。電子申告により提出される方は、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

横浜市 電子申告 検索



2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄の「前年中資産増減なし」を○で囲んでください。
種類別明細書	<ol style="list-style-type: none"> 資産内容が印字されていない場合（記入例1） 令和7年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 資産内容が印字されている場合（記入例2） 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

※お送りした書類は感圧複写式（ノーカーボン）となっており、二枚目は控え用です。

※非課税・特例対象資産を所有されている方は、申告書類と共に各届出書を御提出ください。詳細については、12、13ページを御覧ください。

①～⑧ について記入してください。

令和 7 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用) **横浜 次郎**

日 記 簿 番 号	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	取 得 年 月	取 得 価 額	改 正 耐 用 年 数	減 価 存 率	価 値 額	備 考	注 記
01	1	事務所内装工事	50604	1200010	10	0.0	0.0		
02	1	つばさ橋駐車場アスファルト舗装	50605	3600002	10	0.0	0.0		
03	6	テレビ	50605	900000	5	0.0	0.0		
04	6	パソコン(即時償却)	50611	280000	4	0.0	0.0		
05	6	映像セット	50611	180000	8	0.0	0.0		
06	6	エアコン	50701	700000	6	0.0	0.0		
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
		小計							

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。

- 1=構築物(建物附属設備含む)
- 2=機械及び装置
- 3=船舶
- 4=航空機
- 5=車両及び運搬具
- 6=工具、器具及び備品

【資産の名称等】
資産の名称は20文字以内で記入してください。

【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)平成23年7月の場合は「42307」となります。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【改正耐用年数】
耐用年数改正に該当する資産をお持ちの場合は、改正年と改正後の耐用年数を記入してください。

【増加事由】
該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他

3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産についてその旨表示してください。
資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。
1月1日に取得した資産については、その旨表示してください。

※異動コード欄(18)・資産コード欄(22)・30等の空欄には記入しないでください。

即時償却
適用資産

1月1日
取得資産

種類別明細書の記入例 1
初めて申告される方(資産内容が赤字されていない場合)の
種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

一般に、SAPのFI-AAなど固定資産システムの導入においては、償却資産税申告書のレポートが各自治体によって異なるため、どこまで用意するのが課題となる。総務省の最低基準をそのまま用いる自治体もあれば、東京都のように「固定資産の種類別の件数」のみを付加しているケースもあれば、自治体独自の多数の追加項目の記入を要求する自治体もある。**【システム監査の専門家の出番】**

★2030年度より、(原則として)リース会社は「リース契約による売上」と「リース物品購入による売上原価」の両建てが認められず、差額のみが収益計上できるようになる。これは2021年の会計基準の改正(企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」)により、商社が、IFRS15と同様に、両建てが認められず差額のみ計上となり、JGAAPでの見かけ上の売上高が大きく減少したと類似している。このことは、リース会社の基幹システムに大きな変更が生じることを意味している。**【システム監査の専門家の出番】**

★後述するように、国民生活の困窮と「トランプ関税」による国内産業の打撃を背景に、与野党から消費税の減税を求める声が出ている(→[10-17])。「一律5%に減税」や「食料品は0%に」などの案もあるが、追加の赤字国債が不要なのは、後述する「食料品などの軽減税率の8%を5%に下げる」ことが最も実現性は高いと思われる。なお、**地方消費税は国税の消費税の22/78**と定められており、国会で消費税が引き下げられると地方消費税も引き下げられるため、「103万円の壁」問題ほどではないが、地方財政の維持が課題となる。よって、償却資産税を始めとする固定資産税の確保は地方自治体にとっては死活問題である。

横浜市と同じレベルの事務処理を地方の町村にまで義務付けるのは現時点では困難である。しかし、**都道府県と政令指定市には義務付けるべき**である。また、「償却資産税」は都道府県が60%受け取るので、**税務調査は都道府県が実施することも考えられる**(東京都特別区には徴税権が無いので東京都が一括して徴収)。

§3.ローマ字の正書法に関する続報

前回の§3において、ローマ字での日本語表記について、長音の表記をどうするか文部科学省で検討中であると述べたが、長音については、Ā, Ī, Ū, Ē, Ōのように「マクロン(長音記号)」を付けることで解決した。これまで、例えば「お」の長音として、フランス式のô, ドイツ式のoh, オランダ式のooなどが存在しているだけでなく、何も表示しないことも少なくなかった。これは漢字が読めない外国人観光客にとっても甚だ不便であったので、長音について明確な基準が設けられたことは歓迎したい。

その他、チを chi などとヘボン式で表示することを標準とするなど、現状に合致した改革が行われた。ただ筆者としては、①「ジ」と「チ」、「ズ」と「ツ」の発音の分離の明確化、②ラ行は R でなく L に修正する(現在の日本語のラ行は L に近い)ことも実現して欲しかったが、今後の課題としたい。

★なお、先日、有名な大学受験関連の YouTube を見ていると驚愕したのだが、天下の東大法学部(文科一類)に二次試験の数学が 29/80 で合格したと書かれていた。東大文系は 2 次試験が、数学が 80 点、国語・外国語・地歴が 120 点であり、数学の配点が非常に低い。我が国を支える中央官僚・国会議員を多数輩出する学部がこのように数学を軽視しているようでは日本の将来が心配である。また、数学的知識が不十分な経済アナリストが暴論を述べることも多いので、東大の文一・文二の数学の配点は 120 点に揃えるべきである。

§4.国民の負担軽減・減税のトレンドとシステムの改修 【システム監査の専門家の出番】

[1]2 度にわたる国の当初予算の修正

3 月 31 日(月)、国の 2025 年度の当初 3 予算(一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算)が成立した。この内、一般会計予算は「衆議院段階で修正され、参議院段階で再度修正され、衆議院に回付された後に、衆議院が修正を承認する」という現行憲法下で初の経過を辿った。

衆議院段階での修正は、基礎控除と給与所得控除を合計で年 103 万円から年 160 万円まで引き上げるものであり、参議院段階での修正は「高額医療制度の負担額の上限」の引き上げを凍結するために予備費 150 億円を充当するものであった(→文献[3])。いずれも、国民の生活における負担軽減を目指すものであり、恩恵を受ける方々も多いと思われるが、特に前者は人事給与システムなどに大きな影響を与えられられる。

※ネット上では「特別会計予算は国会で審議されない」との言及が散見されるが、国会の審議事項である。また、政府関係機関予算は独立行政法人などの予算である。

[2]高速道路料金の 500 円均一の社会実験

「ガソリン税の暫定税率」の廃止は事実上決定し、6 月にはガソリン価格が下がる見込みとなった。ドライバー諸氏には朗報であるが、参議院では、更に、野党側から「500 円均一の社会実験」の提案が行われた。

例えば、現在、「東京(用賀)IC⇄吹田 IC」は、通常料金 10,840 円、ETC8,220 円である。北海道の「大沼公園⇄新千歳空港」は通常料金 5,530 円、ETC3,870 円である。しかし、これらが一律 500 円となると劇薬であり、空前の大渋滞となると考えられる→文献[4]。また、北海道では高速バスに一気にシフトし、JR 北海道は壊滅的打撃を蒙るであろう。更に、4 月 6 日、ETC のシステム・トラブルにより、ETC レーンが使えなくなり大渋滞が発生したことを考えると、社会実験としてはリスクが高すぎると思われる。

★実は、「吹田(名神高速)→高井戸(中央自動車道)」で検索すると、通常料金 12,100 円、ETC8,520 円と表示されるが、通常料金では「吹田～八王子」で 11,000 円、「八王子～高井戸」で 1,000 円と 2 回料金を支払わねばならない。また、逆経路の「高井戸(中央自動車道)→吹田(名神高速)」で検索するとエラーになり、「ご指定の条件の経路が見つかりませんでした」と表示される。

何故、このようなことが起こるのか？それは下記に原因がある。

- ① 中央自動車道の起点である「高井戸 IC」には、1976 年の開通以来入口が無い(出口は 1986 年に設置)。
- ② 中央自動車道の「高井戸 IC～八王子 IC」は首都高速と同様に均一料金であり、入口のみゲートがある。

★①の結果、わざわざ追加料金を払って首都高 4 号線の永福入口から入るか、調布 IC まで迂回しなければならない状況が半世紀も続いている。そのため、甲州街道の西行は深夜でも大型自動車が大量に通行し、渋滞・騒音で社会問題となっている。②については、「中央高速二重取り問題」とも言われることがあり、いわゆる「三多摩格差」の象徴として語られることも多い。行政としては(SNS 受けしやすい)劇薬を考えるのではなく、まずは、①②など、実現可能な課題の解決を目指すべきであろう。

[3]高額医療費上限問題(→文献[5-9,21])

高額医療費の上限が問題となった背景には、近年の薬価の高騰が挙げられるが、その元凶は、やはり、2006 年の会計基準の改悪=研究開発費の一律費用処理にあることは明らかである。研究開発費は一律費用処理されるにも関わらず、人件費や機械装置の減価償却費等を除き、大半が税務上の損金(必要経費)に算入できない。これは G7 唯一の異常な制度であり、直ちに改善する必要がある。特に、上場を控えるベンチャー企業にとっては大きな足枷となっている。これについては、3 つの解決策がある。

(1)IFRS を個別財務諸表でも使えるよう財務諸表等規則第 1 条の 2 の 2 を改正し、非上場企業でも使えるよう会社計算規則第 120 条を改正する。(2022 年 12 月 14 日に大阪市議会は、国への要望書全会一致で可決)

(2)IFRS と同様に、財務諸表等規則・会社計算規則を改正する。

(2-1)「特許権」などの産業財産権の前段階と考えて「無形固定資産の部」に計上する、

(2-2)「研究投資」または「基礎研究投資」などの科目名で、「投資その他の資産の部」に計上する。

(3)ASBJ の実務対応報告第 19 号を廃止し、本業の「研究開発費」を繰延資産の「開発費」に計上することを認める(現行は、異業種に進出した場合、及び、他社を吸収合併した場合の当該他社分のみ認められる)。

★永田町では製薬会社へのヒヤリングが行われているが、今後、**途中段階でのデータやノウハウの売却なども多数考えられることから、資産価値の明示は是非とも必要であるという意見が多数出ている**。たとえ未完成の技術であっても資産価値があるというのは、理系出身の筆者としては非常な妥当であると考えられる。また、「繰延資産」は費用の繰延に過ぎず、他社への売却を想定していないことを考えると、**(2-2)の「投資その他の資産」に計上することが、会計理論上最も適切である**と考えられる。この場合の財務諸表等規則の改正は次のようになる。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(中略)

十三 繰延税金資産

十四 研究投資及び基礎研究投資

十五 その他

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

★ASBJ は昨年 8 月に新たな繰延資産に関する会計基準を策定すると表明したが、他の基準開発で忙殺されているようである(→文献[5-7])。しかし、我が国の製造業の産業競争力を棄損し、高額医療制度を危機に陥らせている元凶の 1 つを放置することは、断じて許容されるべきではない。**人間の健康と生命は、一部の会計士が作成した「実務対応報告第 19 号の開発費の規定」より遙かに重い**ことは言うまでもない。

★筆者は 4 月 7 日に、3 回目の新型コロナを発症し、ゾコーバの処方を受けたが、国からの支援が昨年 9 月で終了したため、約 15,000 円の負担(3 割負担)となった。薬価高騰の元凶である実務対応報告第 19 号の早急なる是正の必要を再認識した次第である。

[4]食料品の消費税減税の動き

昨年度の税収の上振れは 8.2 兆となった。基礎控除と給与所得控除は合計 160 万円/年まで引き上げられたが、税収のインパクトは国税で約 1.2 兆円である。半分は財政健全化に使うとしても、あと約 2.8 兆円は余裕がある。食料品等の軽減税率を(地方消費税分を含めて)8%から 5%に引き下げる場合は、国税分≒1 兆 8000 円、地方税分≒5100 億円であるので十分に可能である(エンゲル係数が 28.3%に上昇した分を考慮)。

また、3 月 28 日の予算委員会での首相の答弁以来、米国の関税の大幅な引き上げなどによる緊急経済対策の観点からも、**特に食料品の消費税の引き下げについて与野党から多くの提言**が行われている(→[10-17])。

前回、食料品等の軽減税率について「(国税の)消費税+地方消費税」を 8%から 5%に引き下げる場合は、地方税法はそのまま、消費税法を次のように改正することで実現できると書いたが、少なからぬ読者の方々から賛同の声を頂いた(→文献[21])。

(税率)

第二十九条 消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 課税資産の譲渡等(軽減対象課税資産の譲渡等を除く。)、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(軽減対象課税貨物を除く。) 百分の七・八

二 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 **百分の三・九**

この方法であれば、消費税の段階が増える訳ではないので、(少数ではあるが)**課税の場合の消費税の税区分を 3 個以上持てない会計システムや POS レジについても、システムの設定変更だけで対応が可能**である。

また、税収の上振れが 8 兆円あり、財政法の規定では半分は国債の償還等に充当しなければならないが、「103 万円の壁」対応が 1.2 兆円であり、これを加えても 2.7 兆円であることから、新規の赤字国債が不要であることも、財務省の理解を得やすいと考えられる。

§5.米国の関税問題

4 月に入り、米下ランプ政権は大幅な関税の引き上げを発表し、株式相場も乱高下を続けている(ただし、日本時間の 4/10 未明、米政権は我が国には 10%を超える関税について 90 日間停止を発表した)。こうした中で、我が国の産業界は、輸出先として、中国と欧州市場への販路拡大に動かざるを得なくなりつつある。

既に EU とは「日-EU の EPA」(※悪用が懸念される ISDS 条項無し)の関係が存在するため、EU 市場への参入が活路となり得るが、**EU では産業財産権を始め多くの手続きに英・仏・独の三か国語の書類が必要**となる。1990 年代以降、関西地区を中心に第二外国語の軽視が進行し、開講すらしていない有名大学が多数存在することの危険性について、筆者は、以前から警鐘を鳴らしてきたが、ついに危惧していた事態が起こった。政府としては、大学の無償化・補助金の交付条件として、第 2 外国語の 8 単位習得を義務化し、大学院の入試でも外国語 2 科目を再度義務化するべきである (→文献[18-20])

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1]有報の株主総会前開示、全上場企業に要請へ 金融相
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB26C7W0W5A320C2000000/>
- [2]横浜市の償却資産税申告の手引き
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/jigyosya/tebiki/shou-tebiki.files/tebiki2025.pdf>
- [3]“高額療養費引き上げ”見送る方針を表明 <https://www.youtube.com/watch?v=6wKlJfhCTMo>
- [4]高速料金検索サイト <https://search.w-nexco.co.jp/route.php>
- [5]繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い
https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards_system/details.html?topics_id=59
- [6] 同解説文 https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/manual_40_manual.pdf
- [7] 現在開発中の会計基準に関する今後の計画(ASBJ) の 2(3)
https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/2025_0220.pdf
- [8] 財務諸表等規則 <https://laws.e-gov.go.jp/law/338M50000040059/>
- [9] 会社計算規則 <https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000010013>
- [10]青山和弘氏 <https://news.yahoo.co.jp/articles/f820cd24aad10e7f2878249c195efcfd2a8f2541>
- [11] ABEMA TV(3/30)
https://abema.tv/video/episode/89-76_s50_p1341?pl=1&resumeTime=21&utm_campaign=times_yahoo_10171134_centertx_ap_free_episode_89-76_s50_p1341&utm_medium=web&utm_source=abematimes
- [12]記者会見(岡本三成氏) <https://youtu.be/myb80qJZEOc?si=w2SLYSeDDYpyDXGH>
- [13]上記の関連説明：
https://x.com/kokochan_1117/status/1907009548214485289?t=rsfzlymlQmu6v0xbQXtdnw&s=01
- [14]ビデオレター(海江田万里氏)
<https://x.com/banrikaieda/status/1907298883824402566?t=fp8-ZNqgdBeRT80A3fyuFw&s=01>
- [15] 立憲有志が「#食料品の消費税率ゼロ」案 減税効果「5兆円」と試算(毎日新聞)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/0634e534260f993bb4e61178a76559c9da96b377>
- [16] 自公幹部、トランプ関税対策で政府に「減税」求める
<https://news.yahoo.co.jp/articles/54917de082cabd801a8bdb94962c8d4a7c305442>
- [17] 消費税の減税は実現する? ぶれる石破総理の発言 本音は? 減税があるとしたら いつ、どれくらいの規模?
 【N スタ解説】 <https://news.yahoo.co.jp/articles/c176519b149fb6fc978de755872a95413d0a7b27>
- [18]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(最新版 2025/02/03)
- [19]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)(最新版 2024/11/11)
- [20]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)(最新版 2025/04/14)
- [21]「軽減税率」田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋"(最新版 2024/10/14)

【 エッセイ 】 八瀬童子

会員番号 0707 神尾博

IT 業界における「汚れ仕事」と言われると、諸氏はどのようなものを思い浮かべるだろうか？サーバや通信装置等のインフラ系やハードウェア系の、システム運用を挙げる方も多いのではないか。たしかに「安定稼働して当たり前、少しでも停止すれば各所からの苦情の嵐」といった職場だ。しかしながら、むしろタフでハードな業務を遂行する、縁の下の力持ち的存在の専門家集団という解釈こそがふさわしいのではないか。彼らを傍から支えていた身としては、折りに触れそう喧伝しておこうと心掛けている。

さて、京都市左京区八瀬地区では、伝説では鬼の子孫であるという「八瀬童子」と呼ばれる住民が 1000 年以上に渡り生活してきた。元々は延暦寺の牛飼童だったが、後に室町幕府將軍となる足利尊氏の軍勢から逃れようとした、後醍醐天皇の駕籠を担いで比叡山に登ったことが転機となる。この功績により、以降は歴代天皇の輿や棺を担ぐという、名誉とともに穢れを扱う役務を担うことになり、税の免除という特権が与えられてきた。



再び令和の汚れ仕事に話を戻すと、社員のメールや Web 利用のチェック業務というのはどうだろうか。就業時間中のアダルトや麻薬売買のサイト閲覧辺りは論外といえる。しかしながらニュースや気象の確認程度の、短時間の息抜きに対して警告や処罰をすれば、成果主義や目標管理といった色合いの強い人事評価制度との不整合を突かれる可能性もある。法的、あるいは SNS 等での社会的リスクを負うことになりかねない。そこまでを担当者レベルに押し付けてはなるまい。経営幹部が精緻な線引きの明文化を指示し、承認しておくべきだろう。あるいは柔軟性を持った縛りでの運用を、指導しておくという選択もあり得る。

一方、世界の SNS 産業の裏側では、精神的に過酷な汚れ仕事が営まれている。フィリピンの貧困層やドイツでの就労ビザ滞在者による、劣悪な環境下での SNS 検閲業務だ。コンテンツモデレーターと呼ばれ、残忍シーンや性的な違法コンテンツの削除作業を行っている。あるドキュメンタリー番組で、マニラの若い女性が涙を流しながら「夢にまで男性器が出てくる」と訴える姿には心が痛んだ。最近、X に代わって利用者急増中である SNS の Bluesky は、AI によるトリアージの採用で対処していると公表しているが……。

八瀬童子の免税特権は、公的には戦後の廃止までは対価として過剰ではないという見解だったということになる。一方の SNS での人間による検閲が続くのであれば、心的外傷の代償としての適切な報酬もさることながら、メンタルケアも確実かつ丹念に実施すべきではないかと、提起しておきたい。

(このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は国立公文書館デジタルアーカイブにより二次利用可能なものを引用しています。)

[<目次>](#)

第 295 回月例研究会：講演録**テーマ：「デジタルガバナンス・コード 3.0 による DX 推進の加速」**

会員番号 7154 石山実

【講師】株式会社 NTT データ経営研究所 主席研究員 エグゼクティブ・コンサルタント、
日本システム監査人協会 副会長 三谷 慶一郎（みたに けいいちろう）氏

【日時・場所】2025 年 3 月 6 日（木）18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）

【テーマ】「デジタルガバナンス・コード 3.0 による DX 推進の加速」

【要旨】

「デジタルガバナンス・コード」は、企業価値向上に向けて DX を推進していくために、経営者が実践すべき事柄についてとりまとめたもので、その内容は「DX 認定」や「DX 銘柄」の評価基準に紐づいている。また、2024 年には経済産業省検討会の議論を経てアップデートが行われている。

本講演では、更新された「データ活用・データ連携」「デジタル人材の育成・確保」「サイバーセキュリティ対策」等を中心に、それぞれのテーマの背景にある問題意識や、実際に DX を推進する上で留意すべきポイント等を中心に議論した。

【講演内容】**・ デジタルガバナンス・コードとは**

- 2020 年 11 月に経済産業省が新規制定（1.0）
 - 定義：「IT システムとビジネスを一体的に捉え、新たな価値創造に向けた戦略を描いていくことが重要であり、企業全体の組織構造や文化の改革等を行う観点から経営者の関与が不可欠であるという認識のもとで、経営者に求められる企業価値向上に向け実践すべき事柄をとりまとめたもの」
 - 2022 年 9 月に 2.0 に改訂
 - 2024 年 6 月に 3.0 に改訂（本講演の対象）
 - 対象は、企業規模、法人、個人事業主を問わず広く一般の事業者
- 「企業価値向上に向けたデジタル・ガバナンス検討会」の委員である講師が、上記に関して解説された。

・ デジタルガバナンス・コードに準拠する諸制度について

- DX 認定制度
- DX 銘柄

特に DX 銘柄については、銘柄企業リストの紹介に加え、背景に関しても言及され、リアリティを感じさせる内容であった。

・ デジタルガバナンス・コード 3.0 改訂のポイント

- データ活用およびデータ連携の重要性

- デジタル人材の育成・確保におけるスキル可視化
- サイバーセキュリティリスク対策の重要性

改訂のポイントに加え、背景や参考情報を多数紹介されたことで、改訂が持つ意味合いを理解しやすい内容であった。

【所感】

「企業価値向上に向けたデジタル・ガバナンス検討会」の委員である講師による講演であり、デジタルガバナンス・コードの本質を踏まえた内容であった。

また、講師の幅広い知見を基に背景情報や参考情報をふんだんに盛り込んで頂いたおかげで、大変有益な講演と感じた。

特にデジタル人材の育成やサイバーセキュリティに対する考え方や日本企業の現状に対する捉え方には、強く共感を覚えた。

最後に、お忙しい中ご講演いただき大変ありがとうございました。これからも月例研究会にて三谷先生に講演いただけると嬉しく思いますので、ご検討いただきたく宜しくお願い致します。



**【 中部支部 】「IT ガバナンス監査研修の実現に向けて」
—2025 年 1 月～2 月に実施したトライアル 2 について—**

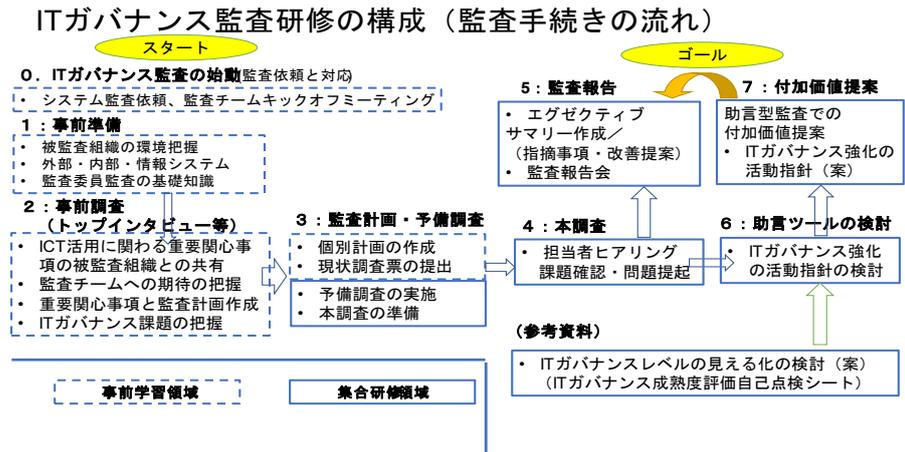
会員番号 中部支部 IT ガバナンス監査演習 WG

2024 年 2 月から 4 月の 3 回の会報でご報告した「IT ガバナンス監査研修の実現に向けて」について、2025 年 1 月～2 月にトライアルの 2 回目を実施した。そのことについて報告する。

1. トライアル 2 の概要について

図表-1 IT ガバナンス監査研修の構成

本監査研修は、モデル自治体（被監査組織）（「わたしたちの市」と称する）から、日本システム監査人協会に IT ガバナンスに関わるシステム監査の依頼から始まる。1 月 18 日にオリエンテーションをオンラインで実施し、右の図表-1 に示すように、0. IT ガバナンス監査の始動～3. 監査計画・予備調査の前半までを受講者が提供教材を用いて事前学習を実施



後、3.の後半～7.付加価値提案までを2月15日-16日の2日間の集合研修形式で監査のグループ演習を行った。受講者の所属は、近畿支部5名、中部支部1名、北信越支部2名(事前学習のみ)で、運営側は9名体制で実施し、今回は中部支部以外の方にも研修の評価を頂くことを目的に実施した。

写真-1 集合研修の開催での挨拶(鈴木支部長)



2. 研修（トライアル 2）での改善点

前回のトライアルのアンケート結果とメンバー内での検討から下記の3つを改善した。

1)数多い監査資料の絞り込みと重要度による層別、2)演習前の事前学習資料の改善、3)演習時のサポート強化

1) 数多い監査資料の絞り込みと重要度による層別

前回のアンケートでは、関連資料も含めると研修資料は100種類近くあり、どの資料が監査演習に直接関連し、参考資料はどれかを受講者が層別しなくてはならず、監査の準備作業の改善要望が多く上がった。そのため、効率よく演習を実施して頂くために、資料数の絞り込み(98→53)と資料ごとに監査との関連性を明確にした。本来の監査では監査人が資料収集から層別も含め行うが、限られた時間の中での研修となるため見直した。

2) 演習前の事前学習資料の改善

前回は集合演習前に2回オンラインの事前研修を実施したが、資料の多さも事前研修の理解が不十分であった。そのため、今回のオンラインではオリエンテーションに時間をかけ、オンラインの回数を1回とし、事前学習資料の教材を質問形式で作成した。質問に対する解説を確認して進められるようにし、且つ、解説を自身で読むほかに音声解説が流れるように改善した。

3) 演習時のサポート強化

前は、講師は自動音声の解説に頼り、自らの説明が少なかった。又、監査演習時にどこまでサポートしてよいかかわからず、自治体経験者をサポータとしていたが、フォローが十分でなかった。そのため今回はこの2点について改善した。具体的には、講師は演習を意識して自動音声ではできない監査での重要点を強調して説明した。又、演習時に自治体経験者は、積極的に実際の自治体の被監査者はどうなのか、監査報告を受ける立場の人は監査報告書の内容をどのようにとらえるかなどについてサポートした。

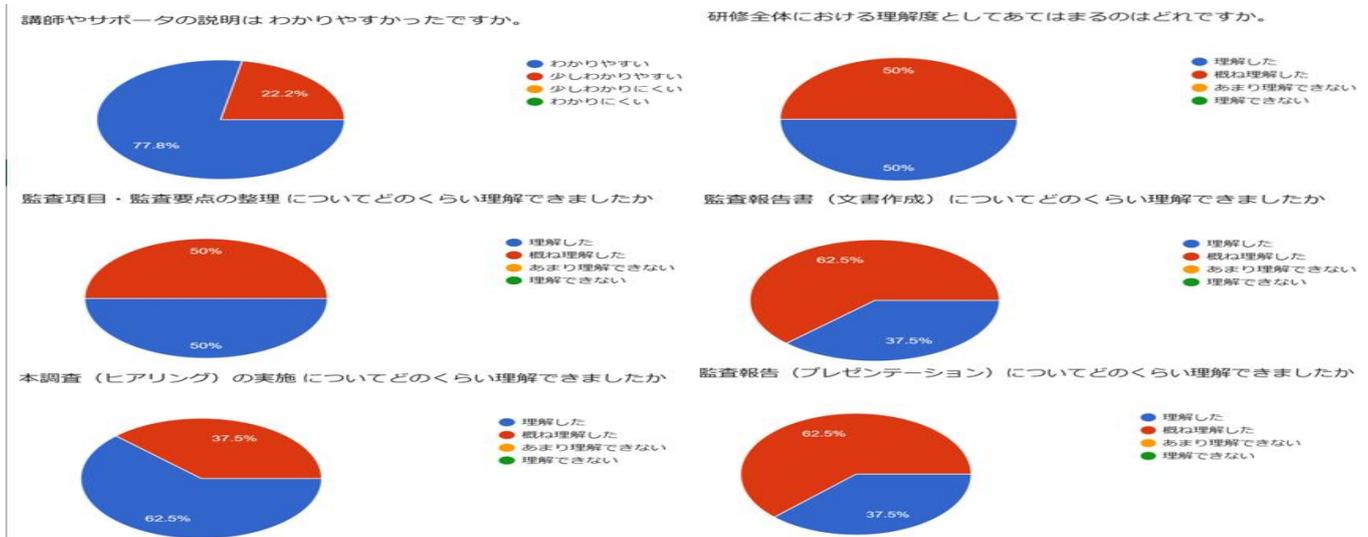
写真-2 本調査(ヒアリング)の風景



3. 研修参加者のアンケート調査結果と今後について

今回の受講者には、近畿支部システム監査実践セミナー運営経験者、自治体情報系職員経験者も含まれ、研修評価の観点で大変有難かった。下記は受講者に対するアンケートの主な6項目である。いずれも、「概ね理解した」以上であり、改善項目の対応は有効であったと評価できる。特に講師やサポータの説明については、8割近くが分かり易いと評価頂き、研修理解度についても全体および各スキル項目について評価頂いた。

図 1~図 6-受講者アンケート結果円グラフ



また受講者の声として、リアルな監査を体験できた、練りに練れた内容と評価、自身の向上を実感できた、演習資料にサンプル（例示）があり良かった、写真 3-研修後の受講者と中部支部 WG メンバーサポータの助言が役に立った等の意見を頂いた。

今後については、今回のトライアルから更に改善すべき点是对応し、本部の IT アセスメント研究会にも確認して頂き、SAAJ の研修として利用できるように完成させていく所存です。本部や他支部の皆様のご協力も得たく、宜しくお願ひしたい。 <目次>



支部報告 【 近畿支部 第 211 回定例研究会 】

会員番号 2782 大谷英徳 (近畿支部)

1. テーマ 『製造業における BOM の原点と、今後の期待』**2. 講師**

早稲田大学 研究院

グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所 招聘研究員

一般社団法人 日本 IT ストラテジスト協会 理事

外資系 IT ベンダー勤務 (シニアプロジェクトマネジャー)

安藤秀樹 様

3. 開催日時 2025 年 3 月 15 日 (金) 14:30~16:30**4. 開催場所 ドーンセンター 5 階セミナー室 1、オンライン視聴 (Zoom)****5. 講演概要**

2021 年 5 月に米国で発行された「サイバーセキュリティ向上を目的とした大統領令」が起点となつて、深刻化するセキュリティリスクへの対策として、ソフトウェアの脆弱性を管理できるものとして、SBOM(Software BOM)の普及が進みつつある。今回の定例研究会では SBOM およびその考え方のベースとなる BOM(Bill of Materials)について、ご講演をいただいた。

(1) SBOM とは

SBOM (Software Bill Of Materials : ソフトウェア部品表) とは、あるソフトウェアに含まれるすべてのソフトウェアコンポーネント、ライセンス、親子関係を一覧化したものである。SBOM は、ソフトウェアのサプライチェーンを可視化することに役立ち、ライセンス、セキュリティ、品質に関するリスクを明らかにするものである。経済産業省は SBOM の導入が進むことで開発生産性向上に加えてサイバーセキュリティ能力向上につながると期待し、「ソフトウェア管理に向けた SBOM (Software Bill Of Materials) の導入に関する手引」(2023 年 7 月 23 日) を策定した。

(2) BOM とは

SBOM の考え方のベースとなる BOM (部品表・部品構成表) とは、「Bill Of Materials」の略で、製品を造るのに必要な部品情報を一覧にし、製品の製造に関する重要な情報について端的に示したものである。BOM は品目情報である PN と構成情報である PS にて構成されている。BOM においてはオープン (親子の構造があるべきなのに親がない「みなしご」)、ファントム (削除されているのに生きているかのように見える「幽霊」) が生じないように部品改廃や更新管理が重要である。

BOM は製造過程のみならず、製造後部品にリコールが生じた場合においては、逆展開を行い、その部品が使われている製品の特定を行うなどでも用いられる。製造業では導入される業種や用途によって、「設計 BOM」「製造 BOM」「販売 BOM」「購買 BOM」「サービス BOM」に分類されている。

(3) SBOM への期待

ひとつは透明性の確保が期待できる。近年ソフトウェアの課題は、多くの OSS を組み込んで構成されており、これらのコンポーネントの管理が複雑化しており、SBOM は、これら外部情報を一元的に把握が可能である。SBOM を利用することで、コンポーネントごとのバージョンやライセンス情報、SBOM 作成者、各コンポーネントの出所（上流に位置するベンダーに遡って）や状態を明確に把握でき、ソフトウェア全体の透明性を確保できる。加えてソフトウェアの追跡可能性（トレーサビリティ）を向上させる効果も期待できる。コンポーネントに不具合や脆弱性が発見された場合、SBOM によって各コンポーネントの親子関係が可視化されているため、サプライチェーン全体への影響を迅速に確認することが可能となる。このようなことから SBOM について国内外で重要性は高まっており導入する企業は今後さらに増加すると見られる。

6. 所感

ソフトウェアのコンポーネント管理はハードウェアの部品管理と異なり、直接目で確認できない点が大きな特徴の一つであると思われる。そうであるが故に SBOM を使って可視化することは管理の堅確性確保やセキュリティ対策に重要であることを、本講演を通じて理解した。システム監査人として、監査対象システムのソフトウェア管理状況、セキュリティ対策の査閲を行う際に、SBOM 導入の有無、導入システムについてはその管理状況、メンテナンス態勢および SBOM の利活用について、十分な知見をもって監査に臨むことは、システム監査の品質向上に必須であると認識した次第である。

以上



<目次>

注目情報 (2025.3~2025.4)

■内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）及び経済産業省：

「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度構築 に向けた中間取りまとめ」を公表

(2025/04/14)

サプライチェーンにおける重要性を踏まえた上で満たすべき各企業のセキュリティ対策を提示しつつ、その対策状況を可視化する仕組みの構築に向けた検討を進め、現時点での検討の概要を公表した。今後、2026年度の制度開始を目指し、実証事業や制度運営基盤の整備、利用促進に向けた各種施策の実行等を進めていく。

【制度の趣旨】

- ・本制度に基づく★マークの取得を通じて、ビジネス・IT サービスサプライチェーンにおける、取引先へのサイバー攻撃を起因とした情報セキュリティリスク／製品・サービスの提供途絶や取引ネットワークを通じた不正侵入等のリスクに対する適切なセキュリティ対策の実施を促し、サプライチェーン全体でのセキュリティ対策水準の向上を図る。
- ・具体的には、2社間の取引契約等において、発注企業が受注側に適切な段階（★）を提示し、示された対策を促すとともに実施状況を確認することを想定。

【基準の考え方】

- ・求められるセキュリティ対策について、各企業のサプライチェーンにおける重要性や影響度を踏まえた上で、区分を★3（三つ星）、★4（四つ星）、★5（五つ星）の3つに分けることを想定。具体的には、(1) ビジネス観点（データ保護・事業継続における重要度）、(2) システム観点（接続の有無）の2点でそれらの区分を整理。

※先行する自己評価制度の仕組みである「SECURITY ACTION」にて一つ星、二つ星の区分を設けているため、★3（三つ星）からの区分としている。

- ・これらの考え方や、海外での類似制度（英国の「Cyber Essentials」）や各産業のガイドライン（「JAMA・JAPIA 自工会/部工会サイバーセキュリティガイドライン」や他の産業分野別ガイドライン等）の内容を踏まえ、米国立標準技術研究所（NIST）の「Cybersecurity Framework 2.0」等にも基づき、「ガバナンス整備、取引先管理、リスクの特定、システムの防御、攻撃等の検知、インシデントとの対応・復旧」の観点から、まずは★3及び★4についての考え方や対策事項・要求項目について整理を進める。

【制度において設ける段階の考え方】

- ★3 Basic：全てのサプライチェーン企業が最低限実装すべきセキュリティ対策として、基礎的なシステム防御策と体制整備を中心に実施（自己評価（25項目））
- ★4 Standard：サプライチェーン企業が標準的に目指すべきセキュリティ対策として、組織ガバナンス・取引先管理、システム防御・検知、インシデント対応等包括的な対策を実施（第三者評価（44項目））
- ★5：サプライチェーン企業が到達点として目指すべき対策として、国際規格等におけるリスクベースの考え方に基づき、自組織に必要な改善プロセスを整備した上で、システムに対しては現時点でのベストプラクティスに基づく対策を実施（第三者評価）（対策項目は今後検討予定）

<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）

第 297 回	日時	2025年5月19日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	ベネッセ個人情報漏えい事故後の PMS 再構築
	講師	株式会社ベネッセコーポレーション 情報セキュリティ推進部 田中友子（たなか ゆうこ）氏
	講演骨子	2014年7月に発生した、株式会社ベネッセコーポレーションの個人情報漏洩事故後の、情報セキュリティマネジメントシステム・個人情報保護マネジメントシステムの再構築についてご紹介します。 ・事故以前の取り組み ・事故からの学び ・情報セキュリティマネジメントの再構築
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saj.or.jp/kenkyu/kenkyu/297.html	

■ SAAJ 月例研究会（東京）

第 298 回	日時	2025年6月19日(木) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	企業 IT 動向調査の結果からみる、今こそ問われる IT 部門の真価と進化
	講師	JUAS（一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会） 企業 IT 動向調査部会 部会長 大熊真次郎（おおくましんじろう）氏
	講演骨子	31 回目となる企業 IT 動向調査、2024 年度調査は「今こそ問われる IT 部門の真価と進化」を重点テーマに掲げ実施しました。DX 推進、情報セキュリティ、IT 投資の動向など、調査からみえてきた現状と今後の見通しを解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saj.or.jp/kenkyu/kenkyu/298.html	

■ 関東地区会員向活動説明会（東京）

	日時	2025年11月8日(土) 13:30~17:00
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	会員向活動説明会およびミニセミナー
	講師	・活動説明：各研究会主査等 ・ミニセミナー：未定
	イベント骨子	・入会年数の浅い会員向に研究会等の活動を紹介し、協会活動に対する関心を高めていただく ・最新のテーマでの無料ミニセミナーを提供し、協会活動に対する関心を高めていただく
	参加費	無料（入会済、未入会を問わず）
お申込み	未定	

<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2025.4
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
4月	10：理事会	初旬：春期CSA・ASA書類審査 中旬：春期ASA認定証発行 21：第296回月例研究会	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
5月	8：理事会	9：第43回CSAフォーラム 19：第297回月例研究会 17-18：第45回システム監査実務セミナー 31-1：第45回システム監査実務セミナー	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 12：理事会 19：年会費未納者督促状発送 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	19：第298回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内 中旬土曜：春期CSA面接 下旬：春期CSA面接結果通知	3：認定NPO法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	10：理事会 11：支部助成金支給	上旬：春期CSA認定証発送 22：第299回月例研究会	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 9：中間期会計監査	1：秋期CSA・ASA募集開始～30	
9月	11：理事会	20：第300回月例研究会 30：秋期CSA・ASA募集締切	
前年度に実施した行事一覧			
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	12-13：第 44 回システム監査実務セミナー 21：第 291 回月例研究会	13：秋期情報処理試験（システム監 査技術者試験）情報処理安全 確保支援士試験 26：13:30 会員活動説明会
11月	11： 予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025 年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第 292 回月例研究会 中旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期 CSA 面接	9：2024 年度支部合同研究会 （大阪・天満橋にて開催）
12月	1： 2025 年度年会費請求書発送 1： 個人番号関係事務教育 12：理事会：2025 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 24 期総会(2/21)審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/7〆切） 13：総会開催予告揭示 20：2024 年度経費提出期限	上旬：秋期 CSA 面接、CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 16：第 293 回月例研究会 中旬：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024 年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 20：第 294 回月例研究会	8：支部会計報告提出期限
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024 年度年会費納入期限 28：消費税申告期限 28：東京都：認定 NPO 更新申請 28：東京都：NPO 事業報告書提出	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	21：13:30 第 24 期通常総会
3月	13：理事会 28：年会費未納者宛督促メール発信	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 6：第 295 回月例研究会	

<目次>

会報編集部からのお知らせ】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025年の会報年間テーマは、**「続・時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則1ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則4ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15日（発行日：25日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）